

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 8 年 8 月 12 日

京都府知事 西脇 隆俊

1 入札に付する事項

（１） 委託業務の名称及び業務概要

令和 8 年度主伐・再造林一貫作業実施業務（埴生事業地）

主伐・再造林一貫作業 2.50ha

作業道開設 400m

獣害柵設置 1,560m

（２） 実施箇所

府有林埴生事業地（南丹市園部町埴生殿谷入会小字細谷 1-1）

（３） 譲渡対象立木の概要

樹 齢 87 年生

数 量 1,927 本（スギ 1,622 本、ヒノキ 305 本）

（詳細は譲渡対象立木及び樹種別径級別明細書のとおり）

ただし、樹齢、数量及び詳細は、業務区域内の譲渡対象立木の概要を示すためにプロット調査結果に基づいて推定したものであり、業務区域内の実際の本数を保証するものではない。実際の内容と異なる場合であっても、これを理由として契約金額を変更することは原則としてできない。

（４） 業務の考え方

- ・ 伐採から植栽までの一貫作業を実施する

※立木は譲渡扱いとし、契約締結後、当該実施箇所に係る立木の所有権は、受託者に移る。

- ・ 府が設定する予定価格は、実行経費から立木評価額を差し引いた額とし、予定価格以下で入札した者が落札とする。

※実行経費：伐採（造材・集材を含む）、植栽、獣害柵設置にかかる経費

※立木評価額：譲渡対象立木の府内市場価格から運搬費を差し引いた額

（５） 業務の仕様等

仕様書のとおり

(6) 契約期間

契約日 から 令和8年12月18日(金)まで

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書及び積算参考資料の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府農林水産部林業振興課（京都府庁2号館4階）

電話番号 (075)414-5006

F A X (075)414-5010

- (2) 入札説明書、仕様書及び積算参考資料の交付期間

ア 交付期間

令和8年8月12日（水）から令和8年8月28日（金）までの間

イ 入手方法

- (ア) 原則として、アの期間に京都府林業振興課ホームページからダウンロードすること。

- (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（ただし、日曜日、土曜日及び祝祭日を除き、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）に（1）の場所に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加できない者

次に掲げる条件のいずれかに該当する者は入札に参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (2) 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載しないこと。

- (2) 京都府の区域内に営業所を有しており、次のア及びイの要件を満たす者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 以下の(ア)から(エ)のいずれかを満たす者

- (ア) 森林組合法（昭和53年法律第36号）第3条第1項に規定する森林組合又は森林組合連合会であること。

- (イ) 京都府木材生産業者等連絡協議会に加入していること。
- (ウ) 別に定める京都府木材業者及び製材業者届出要綱に基づく届出をしていること。
- (エ) 府有林生産物の売払いに係る指名競争入札参加資格を有していること。

イ 過去2年間に森林整備の事業実績を有すること。

5 複数の事業体で入札に参加する場合に必要な資格

入札を複数の事業体で参加する場合、次に掲げる条件等を満たす共同事業体でなければならない。

(1) 共同事業体の条件

- ア 構成員の数は、2又は3を原則とする。
- イ 共同事業体は自主結成とする。
- ウ 代表者は構成員において決定された者とする。

(2) 共同事業体の構成員が満たす条件

- ア 3に関する条件に該当しないこと。
- イ 4に関する資格を有していること。

6 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

令和8年8月13日(木)から令和8年8月20日(木)までの間

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中(ただし、日曜日、土曜日及び祝祭日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、アに掲げる府有林生産物参加資格審査結果通知書を提出する者は、イ及びウの提出を免除する。

ア 4の(2)のア及びイに関する事実を確認できる書類(府有林生産物参加資格審査

結果通知書、委託契約書、仕様書等の写し)

イ 府税納付義務者にあつては、府税納税証明書

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書

エ 資格審査の手続きに係る権限を委任する場合は、委任状

(3) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(4) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

7 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、令和8年度主伐・再造林一貫作業実施業務（埴生事業地）に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

8 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に令和8年8月24日（月）に文書で通知する。

9 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和9年3月31日（水）までとする。

10 変更届

申請書を提出した者（7の名簿に登載されなかった者を除く。）は、認定証に記載の事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

11 参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3に該当する者を除き、4に掲げる条件を全て満たす者であること。）は、その者が同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

イ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証す

る書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を、当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

12 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。
- イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
- カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (2) (1)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

13 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時、場所等
- ア 日時
令和8年8月31日(月) 10時00分
- イ 場所 京都府農林水産部会議室(京都府庁2号館4階)
- ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等
- (ア) 受領期限
令和8年8月28日(金)
- (イ) 提出先
2の(1)に同じ。
- (ウ) その他
郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。
- (2) 入札の方法
持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する金額は、千円止めとすること。千円未満まで記載した入札書も有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(4) 入札の無効

次のアからケまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 3 に該当する者及び 4 に掲げる資格のない者による入札
- イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者による入札
- ウ 入札書の受領期限までに到着しない入札
- エ 委任状を持参しない代理人による入札
- オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書での入札
- カ 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札
- キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札
- ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者による入札
- ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 入札の失格

事前公表した予定価格を超える金額で入札した者は、失格とする。

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札をした者は失格とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

14 入札保証金

契約金額の 100 分の 5 以上の額とする。

ただし、入札参加者が規則第 147 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

15 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。

ただし、落札者が規則第 159 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

16 その他

- (1) 1 から 15 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。
- (4) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。
- (5) 6 の(2)に定める添付資料のうち、イ、ウについては、府有林生産物入札参加資格審査結果通知書の写しの提出に代えることができる。